

「もっと県産材を使おう」推進事業  
県産材新規用途開発支援事業実施要領

令和3年5月11日 農林水第30-72号

令和5年6月12日 農林水第30-123号

令和6年5月23日 農林水第30-92号

事業の実施については、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県告示第249号）、森林・林業経営課関係補助金等交付要領（平成24年4月2日付け農林水第30-4号）及び森林・林業経営課関係補助金等交付事務の取扱いについて（平成24年4月2日付け農林水第30-5号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第1 目的

木材需要の大半を占める低層住宅分野の需要の伸びが期待できない中、林業・木材産業の成長産業化を実現していくためには、公共建築物をはじめとした非住宅分野及び中高層分野（以下「公共建築物等」という）の木造化や内外装の木質化を進めるなど、新たな木材需要を創出することが極めて重要である。

こうしたことから、耐火性能や耐久性能等が求められる公共建築物等における県産材の利用促進を目的として、公共建築物等に活用可能な建築用材等の県産材新製品の開発や製品化に向けた試験研究等を行う者に対し、予算の範囲内において、県産材新規用途開発支援事業費補助金（以下「補助金」という）を交付するものとする。

## 第2 実施期間

当補助金の実施期間は単年度とする。

## 第3 事業内容等

補助の対象者（以下、事業実施主体という。）、補助の対象となる事業内容及び補助対象経費は公募要領で定める。

## 第4 補助率及び補助金額

県の予算の範囲内において補助することとし、詳細は公募要領で定める。

## 第5 事業の申請

本補助事業を受けようとする者は、公募要領に定める申請書類を知事に提出するものとする。

## 第6 事業計画の選定

知事は提出された事業計画について、別に定める選定基準に基づき書類審査を行い、選定を行う。

知事は選定した事業の実施主体に対して、事業計画の承認通知及び交付予定額の通知を行うとともに、それ以外の提出者に対しては審査結果を通知する。

## 第7 事業実施の手順

事業実施主体は、第6の事業計画の承認通知を受けてから30日以内に交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

## 第8 補助金交付指令前着手について

事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知後とするが、当該年度においてやむを得ない事情により、事業計画の承認後、指令前着手の必要がある場合は、その理由を明確に明記した指令前着手届（様式第5号）をあらかじめ知事に提出するものとする。

## 第9 事業実施計画の変更

- 1 事業実施計画に以下の重要な変更がある場合には、知事に申請し承認を受けるものとする。
  - (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 事業の根幹に関わる取組内容の変更
  - (3) 事業総額の30%を超える増減
  - (4) 事業の中止又は廃止
- 2 1に該当する事業計画の変更又は中止、廃止の承認を受けようとするときは、事業計画変更（中止、廃止）承認並びに補助金等変更交付申請書（様式第6号）に、変更の理由及び変更内容又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付し、速やかに知事に提出するものとする。
- 3 重要な変更にあたらぬ軽微な変更により、交付決定額に変更を生じる時は変更交付申請書（様式第7号）を速やかに知事に提出するものとする。なお、増額は公募要領で定める補助上限額及び予算の範囲内までとする。

## 第10 事業状況報告書の提出

事業実施主体は、10月31日時点の事業の出来高について、事業状況報告書（様式第8号）により11月15日までに知事に提出するものとする。

## 第11 事業実施後の措置

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内に様式第1号、第2号、及び第3号により、事業実績報告を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 事業実績報告の知事への提出期限は、3月20日までとする。ただし、補助

- 金の全額を概算払いにより交付された場合は翌年度の4月20日までとする。
- 3 事業実績報告書の提出後、速やかに県の担当職員が実績調査を実施し、領収書等の写し等を調査のうえで補助金の額を確定して補助金の額の確定を通知するものとする。
  - 4 補助金の額の確定が通知され、事業実施主体が精算払い請求書を提出した後、県は補助金を支払うものとする。
  - 5 事業遂行上必要な場合は、概算払請求書（様式第9号）により概算払請求を行うことができるものとする。概算払いを受けた場合は、当該事業が完了したときは、速やかに概算払精算書（様式第10号）を提出しなければならない。なお、提出期限は3月31日までとする。

## 第12 会計経理の適正化

- 1 事業実施主体は、補助金の経理と他の事業の経理を明確に区分して取り扱うものとし、補助金の運用の適正化を確保するものとする。
- 2 補助金の使用は、事業実施計画に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書を受領するとともに、会計責任者は支出内容が明確に確認できる書類を整備するものとする。
- 3 金銭の出納は、金銭出納簿により行なうとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理するものとする。また、この場合において、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- 4 県は必要に応じて、事業実施主体に対し、補助金に係る経理が適切に行なわれるよう指導するものとする。
- 5 関係書類は、事業完了年度の翌年度から5年間保管するものとする。

## 第13 補助金の交付決定の取消し及び返還

知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 1 提出書類に虚偽の内容の記載があったとき、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- 2 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

## 第14 暴力団排除のための措置

- 1 申請を行った法人等又はその役員等が、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げるいずれかに該当する者であると確認されたときは、補助金の交付の決定を行わない。
- 2 交付金の交付決定に当たっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第7条（交付決定の取消）及び第8条（不当介入に対する措置）に基づく措置に関して条件を付すこととする。

## 第15 事業完了後について

事業主体は事業完了後5年間の県産材新製品のPR及び販売実績等について、県の求めに応じて提出しなければならない。

## 第16 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、事業実施主体に帰属する。ただし、補助金が交付された翌年度から起算して5年以内に、知的財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

## 第17 県における事業成果の扱い

本事業により得られた事業成果等は、県において無償で活用及び公表できるものとする(企業情報及び個人情報を除く)。

- 附則 1 この要領は、令和3年5月11日から適用する。
- 附則 2 この要領は、令和5年6月12日から適用する。
- 附則 3 この要領は、令和6年5月23日から適用する。